

2016年1月4日

公共選択学会会員 各位

公共選択学会会長 小澤太郎

「理事・監事選出規程について」

本学会理事・監事選出規程について匿名の問い合わせがありましたので、学会を代表してご回答致します。

本学会の理事・監事選出規程は同規程第11条により「本規程の変更及び改廃は、理事会の議を経て、総会によって行われるものとする」と定められています。同条に従い、同規程第4条3の「同年を除いて過去単年度でも会費未納の者は、選挙権および被選挙権が停止される」を「同年を含めて過去単年度でも会費未納の者は、選挙権および被選挙権が停止される」とする他、第3条、第4条1、第4条5、および第6条2の改正について、2013年3月23日の理事会で承認された後、2013年11月23日の総会で承認されました。公共選択学会では、予算制約上、従来からニュースレターを刊行しておりませんので、諸規程の変更についてはウェブサイトでの開示をもって会員に周知しておりますため、上記変更についても公共選択学会ウェブサイト

(<http://www.publicchoice.jp/about/senkyo.html>) で開示させて頂いております。また、2013年3月23日の理事会では理事改選年の5月末又は6月中に会費の督促を行うこととしていましたが、事務手続上の都合と費用の節減のため、2015年4月のはじめに全会員に対して文書にて実施しました。そして、この理事・監事選出規程に基づき、先日の理事選挙を行い、昨年11月21日の総会で理事・監事が承認されました。

なお、2014年8月に公共選択学会事務局が発行した「公共選択学会 学会名簿（2014年4月現在）」におきまして、事務局の不手際により理事・監事選出規程の記載に誤りがございました。上記総会で承認された理事・監事選出規程の改正の内、一部が反映されずに記載しておりました。正しくは、上記ウェブサイトに掲載されている理事・監事選出規程の通りでございます。

会員の皆様には上記ウェブサイトを通して改正後の規程について周知頂いているものと考えておりますが、事務局の不手際による誤記載によりご迷惑をお掛けしましたこと、当時の学会の会務を執行する専務理事であった者としてお詫びするとともに、ここに訂正させて頂きます。

今後とも、公共選択学会ならびに会員の皆様のために尽力する所存でございますので、何卒、ご了承の程、お願い申し上げます。

公共選択学会 2012 年度理事会（議事録）

日時：2013 年 3 月 23 日（土）12 時 30 分～14 時

会場：慶應義塾大学三田キャンパス南館ディスタンスラーニングルーム

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 報告事項

（1）学会事務の委託業者の変更の件

（2）退会の報告

下記の会員より退会の申し出があったので、2012 年度末（2013 年 3 月 31 日付）をもって退会を認めることを報告した。

（名前省略）

（3）退会の報告（2011 年度分）

下記の会員より 2011 年 6 月 17 日付けで退会の申し出があったが、2011 年度中の理事会において報告がされていなかった。さかのぼって、2011 年度末（2012 年 3 月 31 日付）退会を報告した。

（名前省略）

（4）その他

会員の入退会の状況と会費引上げによる会費納入状況の影響について説明した。
2013 年度査読委員長より、同年度査読委員会の構成について紹介された。

4. 協議事項

（1）「公共選択のフロンティア」優秀報告賞の創設及び同賞選考規程の制定に関する件

2013 年度総会において、会則の関連する規定の改正が承認されることを条件として、添付のとおり、「公共選択のフロンティア」優秀報告賞選考規程を制定することが了承された。

（2）大学院生優秀報告賞の対象範囲の変更及び同賞選考規程の改正に関する件

2013 年度総会において、会則の関連する規定の改正が承認されることを条件として、添付のとおり、大学院生優秀報告賞優秀報告賞選考規程を改正すること（「若手研究者優秀報告賞選考規程」と題名変更）が了承された。

(3) 学会誌出版社との覚書締結に伴う学会誌に係る諸規定の改正に関する件
添付のとおり、了承された。

(4) 理事・監事選出規程の改正に関する件

添付のとおり、2013年度総会に改正案を提案することが了承された。

なお、理事等の改選の年度については、会費納入期限を6月末としているため、当該年度までの会費納入者のみに認められる会員の選挙権及び被選挙権の喪失を防ぐため、年度末に行う督促のほかに、5月末又は6月中に、会費の督促を行うものとする。

(5) 会則改正に関する件

添付のとおり、2013年度総会に改正案を提案することが了承された。

5. 閉会

理事・監事選出規程

(定数)

第1条 理事は28名以内とする。監事は2名とする。

(選出)

第2条 理事の内、14名を公選理事とし、会員の投票により候補者を選出する。

2. 理事の内、14名以内を推薦理事とし、本規程第8条に定める理事・監事選考委員会が推薦により候補者を選出する。

(告示)

第3条 会長は、~~理事の任期満了の前年10月1日~~現理事が就任した総会の3年後の年に行われる総会の4ヶ月以前に理事選挙の告示を行う。

(選挙権・被選挙権)

第4条 投票が行われる年(以下「同年」という)の~~10~~7月1日現在において会員である者は、選挙権および被選挙権を有する。

2. ただし、名誉会長と特選理事はこの限りではない。

3. また、同年~~10~~7月1日現在、同年を~~除いて~~含めて過去単年度でも会費未納の者は、選挙権および被選挙権が停止される。

4. 会長は、本条1項から3項に基づいて選挙権・被選挙権をもつ者を確定する。

5. 専務理事は、前項に基づいて選挙権・被選挙権をもつ者の名簿を作成し、同年~~10~~7月末日までに第5条に定める選挙管理委員会に渡す。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙管理委員会は、理事会が理事の中から選任する委員長および若干名の委員によって組織される。

(投票)

第6条 投票は選挙管理委員会発行の所定の用紙により郵送で行う。

2. 選挙管理委員会は、選挙案内、投票用紙および被選挙人名簿一覧を、告示のあった年の~~10~~7月1日現在の会員届け出住所宛に、投票期限20日以前に発送する。

3. 郵送を受けた会員は、投票用紙を理事の任期満了60日以前の指定日までに、選挙管理委員会に到着するように返送しなければならない。

4. 投票は無記名とし、候補者5名を連記するものとする。なお、5名未満の投票は有効とし、6名以上連記した投票は無効とする。また同一名を複数記載した投票は無効とする。

5. 投票の受理、投票の効力、その他投票および開票に関する疑義は、選挙管理委員会が判断し、これを決定する。

(開票)

第7条 選挙管理委員会は、理事の任期満了30日以前までに開票を完了し、その結果を会長に報告しなければならない。

2. 会長は、得票順に公選理事に選出された14名の会員に通知し、その承諾を得なければならない。承諾が得られない者がいた場合には、14名に達するまで順次得票順に繰り上げ、本人の承諾を得るものとする。理事に就任することを承認した者は、理事の任期が始まるまでの間、公選理事予定者となる。
3. ただし、前項において最後の者が得票数同数で複数いる場合、その順位は抽選によって決定する。
4. 抽選はその方法を選挙管理委員会が決定し、選挙管理委員会の管理下においてこれを行う。

(選考委員会)

第8条 会長は、本規程前条第2項によって選出された公選理事予定者を速やかに招集し、

その公選理事予定者を以て、理事・監事選考委員会を構成する。

2. 理事・監事選考委員会は、出席者8名以上を以って会の成立とする。
3. 理事・監事選考委員会の進行役は、互選によって定める。
4. 理事・監事選考委員会は、投票によって選出された公選理事予定者のほかに、地域・専攻・総会開催校その他公共選択学会に有益となる条件等を考慮し、推薦理事予定者14名以内を選出し、さらに監事予定者2名を選任して、それらの結果を会長に報告しなければならない。

(報告)

第9条 会長は、選出された公選理事予定者・推薦理事予定者および選任された監事予定者の氏名を、直近の総会において報告しなければならない。

(任期)

第10条 公選理事予定者・推薦理事予定者および監事予定者は、前条の総会で理事および監事に就任する。

(変更・改廃)

第11条 本規程の変更及び改廃は、理事会の議を経て、総会によって行われるものとする。

附則1. この規程は、平成19年7月8日より施行する。

附則2. この規程は、平成25年11月23日より施行する。

公共選択学会第 17 回全国大会総会（2）議事録

日時：2013 年 11 月 23 日（土）18 時

会場：駒澤大学深沢キャンパス 120 周年記念アカデミー・ホール

1. 開会

議事は小澤専務理事の進行で執り行った。

2. 会長挨拶

小林会長より、挨拶が行われた。

3. 開催校挨拶

富崎実行委員長より、挨拶が行われた。

4. 報告事項

（1）入会・退会

小澤専務理事より、2012 年 6 月 30 日から 2013 年 11 月 11 日までの入会者数は 18 名、1 団体、前回報告時から 2012 年度末までの申出による退会者数は 18 名、前回報告時から 2012 年度末までの会則 4 条 5 項に基づく退会者数 10 名、2013 年 11 月 11 日時点の会員数は 337 名、2 団体であることが報告された。

（2）研究会の開催について

小澤専務理事より、第 92 回研究会が 2013 年 3 月 23 日に慶應義塾大学三田キャンパスにおいて開催したことが報告された。

（3）学生の集い

鷲見理事より、第 15 回学生の集いが 2012 年 11 月 24 日・25 日に新潟大学で開催されたことと、資料に基づき表彰が行われたことが報告された。また、第 16 回学生の集いが 2013 年 11 月 9 日・10 日に、中央大学多摩キャンパスで開催され、資料に基づき表彰が行われたことが報告された。

（4）優秀論文賞選考結果

小澤専務理事より、舟島義人会員の“Is Public Investment Counter-cyclical? Evidence from Japan”（『公共選択』第 58 号）に対して、2012 年度公共選択学会優秀論文賞（黒川賞）を授与することに決したことと、2012 年度公共選択学会大学院生優秀報告賞（川野辺賞）は、該当者なしであったことが報告された。

5. 協議事項

（1）2012 年度決算案

事務局より平成 24 年度決算案が示され、前川監事より会計監査の報告が行われたのち、原案通り承認された。（総会資料 3 ページ目の平成 24 年度決算の預金・現金残高のうち「平成 24 年 4 月末」とあるのは、「平成 24 年 3 月末」の誤りであるので訂正する）

(2) 2013 年度予算案

事務局より平成 25 年度予算案が示され、原案通り承認された。

(3) 理事・監事選出規程の改正の件

小林会長より、理事・監事選出規程の改正案が提案され、原案通り承認された。また、全国大会の開催時期が 5 月ないし 6 月から 11 月に変更になったことに伴い、現理事の任期を 2015 年 11 月の全国大会の総会時まで延伸することが提案され、承認された。

(4) 第 18 回全国大会について

小澤専務理事より、次回の大会を青山学院大学青山キャンパスで 2014 年 11 月 29 日・30 日に行うことが提案され、承認された。

中村理事（次期実行委員長）より、多くの会員の参加を期待する旨の発言があった。

(5) 第 17 回学生の集いについて

小澤専務理事より、第 17 回学生の集いは東海大学を第一候補として 2014 年 11 月 15 日・16 日に行うことで調整中であることが提案され、承認された。

6. その他

特になし。

7. 閉会

理事・監事選出規程（改正案）

（定数）

第1条 理事は28名以内とする。監事は2名とする。

（選出）

第2条 理事の内、14名を公選理事とし、会員の投票により候補者を選出する。

2. 理事の内、14名以内を推薦理事とし、本規程第8条に定める理事・監事選考委員会が推薦により候補者を選出する。

（告示）

第3条 会長は、~~理事の任期満了の前年10月1日~~現理事が就任した総会の3年後の年に行われる総会の4ヶ月以前に理事選挙の告示を行う。

（選挙権・被選挙権）

第4条 投票が行われる年（以下「同年」という）の~~10~~7月1日現在において会員である者は、選挙権および被選挙権を有する。

2. ただし、名誉会長と特選理事はこの限りではない。
3. また、同年~~10~~7月1日現在、同年を~~除いて~~含めて過去単年度でも会費未納の者は、選挙権および被選挙権が停止される。
4. 会長は、本条1項から3項に基づいて選挙権・被選挙権をもつ者を確定する。
5. 専務理事は、前項に基づいて選挙権・被選挙権をもつ者の名簿を作成し、同年~~10~~7月末日までに第5条に定める選挙管理委員会に渡す。

（選挙管理委員会）

第5条 選挙管理委員会は、理事会が理事の中から選任する委員長および若干名の委員によって組織される。

（投票）

第6条 投票は選挙管理委員会発行の所定の用紙により郵送で行う。

2. 選挙管理委員会は、選挙案内、投票用紙および被選挙人名簿一覧を、告示のあった年の~~10~~7月1日現在の会員届け出住所宛に、投票期限20日以前に発送する。
3. 郵送を受けた会員は、投票用紙を理事の任期満了60日以前の指定日までに、選挙管理委員会に到着するように返送しなければならない。
4. 投票は無記名とし、候補者5名を連記するものとする。なお、5名未満の投票は有効とし、6名以上連記した投票は無効とする。また同一名を複数記載した投票は無効とする。
5. 投票の受理、投票の効力、その他投票および開票に関する疑義は、選挙管理委員会が判断し、これを決定する。

（開票）

第7条 選挙管理委員会は、理事の任期満了30日以前までに開票を完了し、その結果を会長に報告しなければならない。

2. 会長は、得票順に公選理事に選出された14名の会員に通知し、その承諾を得なければならない。承諾が得られない者がいた場合には、14名に達するまで順次得票順に繰り上げ、本人の承諾を得るものとする。理事に就任することを承認した者は、理事の任期が始まるまでの間、公選理事予定者となる。
3. ただし、前項において最後の者が得票数同数で複数いる場合、その順位は抽選によって決定する。
4. 抽選はその方法を選挙管理委員会が決定し、選挙管理委員会の管理下においてこれを行う。

（選考委員会）

第8条 会長は、本規程前条第2項によって選出された公選理事予定者を速やかに招集し、その公選理事予定者を以て、理事・監事選考委員会を構成する。

2. 理事・監事選考委員会は、出席者8名以上を以て会の成立とする。
3. 理事・監事選考委員会の進行役は、互選によって定める。
4. 理事・監事選考委員会は、投票によって選出された公選理事予定者のほかに、地域・専攻・総会開催校その他公共選択学会に有益となる条件等を考慮し、推薦理事予定者14名以内を選出し、さらに監事予定者2名を選任して、それらの結果を会長に報告しなければならない。

（報告）

第9条 会長は、選出された公選理事予定者・推薦理事予定者および選任された監事予定者の氏名を、直近の総会において報告しなければならない。

（任期）

第10条 公選理事予定者・推薦理事予定者および監事予定者は、前条の総会で理事および監事に就任する。

（変更・改廃）

第11条 本規程の変更及び改廃は、理事会の議を経て、総会によって行われるものとする。

附則1. この規程は、平成19年7月8日より施行する。

附則2. この規程は、平成25年1月23日より施行する。

2015年4月3日

公共選択学会 会員各位

公共選択学会 会長 小林良彰

専務理事 小澤太郎

今年度は、理事及び監事の改選が予定されております。理事及び監事の選挙については、別途、選挙管理委員会よりお知らせいたしますが、また、理事・監事選出規程第4条の規定により、2015年7月1日時点で会員である方のみ選挙権及び被選挙権を有することとなっております。

つきましては、会員のみなさまにおかれましては、6月末までに、今年度の年会費（昨年度までに未納の期間がある方については、未納期間の年会費についても）をお納めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、第94回研究会については、2015年6月27日（土）13時30分～16時40分に、「現在の国際問題について（仮）」をテーマとして、拓殖大学文京キャンパスにて行います。登壇者は、拓殖大学総長の渡辺利夫、拓殖大学国際協力学研究科特任教授の森本敏、拓殖大学イスラーム研究所所長の森伸生の3氏を予定しております。詳細は、追ってご連絡いたします。

また、第19回全国大会・総会については、2015年11月21日（土）～22日（日）に、明海大学浦安キャンパスにて行います。報告の募集については、同封の案内をご覧ください。